

通所介護 契約書別紙(兼重要事項説明書) 別紙1

令和6年4月 改訂

【利用料金】

1日あたり(要介護) 通常規模型 提供時間 3時間～4時間

要介護度	介護保険料	食事代	合計(1割)	合計(2割)	合計(3割)
要介護1	370円	700円	1,070円	1,440円	1,810円
要介護2	423円		1,123円	1,546円	1,969円
要介護3	479円		1,179円	1,658円	2,137円
要介護4	533円		1,233円	1,766円	2,299円
要介護5	588円		1,288円	1,876円	2,464円

1日あたり(要介護) 通常規模型 提供時間 4時間～5時間

要介護度	介護保険料	食事代	合計(1割)	合計(2割)	合計(3割)
要介護1	388円	700円	1,088円	1,476円	1,864円
要介護2	444円		1,144円	1,588円	2,032円
要介護3	502円		1,202円	1,704円	2,206円
要介護4	560円		1,260円	1,820円	2,380円
要介護5	617円		1,317円	1,934円	2,551円

1日あたり(要介護) 通常規模型 提供時間 5時間～6時間

要介護度	介護保険料	食事代	合計(1割)	合計(2割)	合計(3割)
要介護1	570円	700円	1,270円	1,840円	2,410円
要介護2	673円		1,373円	2,046円	2,719円
要介護3	777円		1,477円	2,254円	3,031円
要介護4	880円		1,580円	2,460円	3,340円
要介護5	984円		1,684円	2,668円	3,652円

1日あたり(要介護) 通常規模型 提供時間 6時間～7時間

要介護度	介護保険料	食事代	合計(1割)	合計(2割)	合計(3割)
要介護1	584円	700円	1,284円	1,868円	2,452円
要介護2	689円		1,389円	2,078円	2,767円
要介護3	796円		1,496円	2,292円	3,088円
要介護4	901円		1,601円	2,502円	3,403円
要介護5	1,008円		1,708円	2,716円	3,724円

1日あたり(要介護) 通常規模型 提供時間 7時間～8時間

要介護度	介護保険料	食事代	合計(1割)	合計(2割)	合計(3割)
要介護1	658円	700円	1,358円	2,016円	2,674円
要介護2	777円		1,477円	2,254円	3,031円
要介護3	900円		1,600円	2,500円	3,400円
要介護4	1,023円		1,723円	2,746円	3,769円
要介護5	1,148円		1,848円	2,996円	4,144円

【その他費用について】

おむつ代	1枚あたり100円 (持参あればいただきません)
レクリエーション代	材料費など実費
食事代	食事の提供を受けた場合、1回につき700円(内訳:昼食640円 おやつ代60円)

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合(1日につき)	400円	40円
入浴介助加算Ⅱ	各専門職が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価して、共同の下で個別の入浴計画を作成した場合(1日につき)	550円	55円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合(1日につき)	560円	56円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合(1日につき)	760円	76円
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練に関する情報を厚生労働省に提出した場合(1日につき)	200円	20円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者の担当介護支援専門員に文書で情報提供した場合(6ヶ月ごとに1回まで)	200円	20円
科学的介護推進体制加算	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合(1ヶ月につき)	400円	40円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※(注3) (1回につき) ※加算Ⅰ、加算Ⅱ又はⅢのいずれか1つを算定する。	220円	22円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		180円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		60円	6円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3) ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の5.9%	左記額の1割
介護職員処遇改善加算Ⅱ		1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の4.3%	
介護職員処遇改善加算Ⅲ		1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の2.3%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3) ※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の1.2%	左記額の1割
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の1.0%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3)	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の1.1%	左記額の1割
感染症等対応加算	感染症又は災害の発生を理由として利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均延人員数から5%以上減少している場合	当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬の3%	左記額の1割

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
送迎を行わなかった場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合(片道につき)	470円	47円